

登校許可書（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外の感染症） 東京学館高等学校

年 組 生徒氏名

証明日：令和 年 月 日

下記の疾患で療養中のところ、現在回復し、登校してよいことを証明します。

令和 年 月 日から療養開始

令和 年 月 日から登校可能

* 登校後の注意事項（ ）

医療機関名

医師名

印

該当疾患に○	疾患名	登校許可の基準 *以下の基準に基づき主治医が判断する
	百日咳	特有のせきが消失するまで。または5日間の適正な抗生物質製剤による療養終了まで。
	麻疹(はしか)	解熱した後、3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹の発現後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風しん(三日ばしか)	発疹が消失するまで。
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後、2日を経過するまで。
	結核	学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで。
	腸管出血性大腸菌感染症	学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで。
	コレラ	学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで。
	腸チフス	学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで。
	パラチフス	学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで。
	細菌性赤痢	学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで。
	流行性角結膜炎	学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで。
	急性出血性結膜炎	学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで。
	その他の感染症（ ） 出席停止措置が必要な疾患ではありません。学校長・養護教諭に相談してください。	

その他の感染症とは 出席停止の措置は必要ない と考えられる感染症。次にあげる疾患は、しばしば学校で流行する疾患ではあるが、り患者を直ちに出席停止にすべき疾患ではない。

感染性胃腸炎(ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス感染症等)、サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症(肺炎)、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、RSウイルス感染症、EBウイルス感染症、単純ヘルペスウイルス感染症、带状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、とびひ、水いぼ、アタマジラミ、

「その他の感染症*」はあらかじめ特定の疾患を定めているものではなく、一律に出席停止とはならない。「その他の感染症*」として出席停止の指示を出すかどうかは、通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の「その他の感染症*」として緊急的に措置をとることができるものである。